

川根本町公告第 3 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 9 日

川根本町長 藺田 靖邦

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	区域名	大字	面積 (ha)	森林所有者件数	経営管理権の 存続期間	備考
集 R 6-1	八中	上長尾	14.57	5 件	公告の日から 令和 22 年 3 月 31 日まで	

2 閲覧場所

川根本町産業振興課、川根本町ホームページ

3 権利の設定

本公告により、川根本町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。